減事業適応を行う者は、別表２により、需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績を記載すること。

（１）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

（２）租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第１項又は第２項の規定に基づき、第48条第１項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

３．その他特筆すべき事項を記載する。

別表１

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区　分	計　画	実　績
実施内容等		

別表２

需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

（注）

１．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。

２．需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ

・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー

・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー

・燃料電池：キロワット

・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この命令の施行前にこの命令による改正前の産業競争力強化法施行規則（以下この項及び次項において「旧産業競争力強化法施行規則」という。）第十一条の十八第三項の確認を受けた認定事業適応計画に係る成長発展事業適応に関する同条に規定する当該事業適応計画の変更の認定に関する事項、旧産業競争力強化法施行規則第十一条の二十に規定する証明の求め及び旧産業競争力強化法施行規則第十一条の二十一に規定する適合証明書の交付については、なお従前の例による。

４　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者の旧産業競争力強化法施行規則第五十一条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十一条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項若しくは第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消しの日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。